OMIYA MAIL NEWS

JR東日本輸送サービス労働組合
JTSU-E OMIYA 大宮地方本部

2026.10.08
No. 016

HOMEPAGE TWITTER

申６号 第４回交渉　旧小山統括センター乗務ユニットにて発生した、本人の意思に反した「なりすまし受験」に関する緊急申し入れ ③

３．心理的安全性を高めるため、全社員への周知を行い信頼関係を再構築すること

会社回答：会社として必要な対応を行っているところであり、職場全体へ周知を行う考えはない。引き続き、適切な業務管理を踏まえ、日々のコミュニケーションなどにより、社員が安心して働ける職場づくりを行っていく考えである。

対立

組合	会社
・全社員への周知は行わないのか？	・回答通りである。
・「決意と約束」の言葉と行動が伴っていない。	・「決意と約束」が会社メッセージだ。
・「重く受け止めている」の重さが見えてこない。	
・本事象は社内で収まるから周知しないのか？	・周知しない。
・外部に漏れた場合、対応が後手になるのでは？	・周知しない。
・過去に土浦運輸区の区報「人身事故最年少記録」の記事が外部報道を賑わせたことがあった。リスク管理の問題になってくる。	・周知しない。
・公にすることはないのか？	・社員周知はしない。
・「決意と約束」が伝わってこない。詳細は伝えなくていいから、全社員に対して周知してほしい。	・管理者、マネジメント層への周知のみ。
・隠ぺいに見えてしまう。会社が責任をもって発信してほしい。	・隠ぺいは否定する。一般社員への周知は行わない。
・無いということは信じているが、行わなかったことによって、万が一他の職場で同様の事象が起きた場合は、会社の責任になるということは通告する。３項については我々の認識と大きく乖離してしまっているということを通告する。	

４回に渡る長き交渉の末、第３項が対立という形で申６号交渉を終えることとなった。
どの交渉においても「通達に則った適当な取り扱いができなかった」という回答に徹しており、到底納得できる交渉とは言えなかった。徹底的に議論をし、背後要因を突き詰め再発防止に努めなければならないはずなのだが、歩み寄る姿勢が見られなかったことは非常に残念である。

「決意と約束」は言葉だけなのか！？